

議 第 53 号

令和 3 年 2 月 19 日提出

熊本市老人福祉センター条例の一部改正について

熊本市老人福祉センター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本市老人福祉センター条例（昭和 48 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表熊本市城南老人福祉センターの項中「熊本市南区城南町宮地 976 番地」を「熊本市南区城南町宮地 1050 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

城南老人福祉センターの移転に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。